

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

市町村名 (市町村コード)	木津川市 (262145)
地域名 (地域内農業集落名)	加茂西部 (里・二本松・大野・法花寺野・船屋・新町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月4日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の基幹的農業従事者の平均年齢は68.6歳であり、京都府(70.2歳)及び木津川市(70.3歳)と比べ若干低い状況であるが、50歳以下の従事者が少ないことから、今以上に高齢化が進む状況である。
担い手においても確保していない農家が多くあり、今後、耕作者の高齢に伴う離農により、耕作放棄地が増加する可能性があるため、担い手の確保が重要である。
水田については、一部、山間部にはあるものの、多くは平地にあり、不整形な田も少くないが、細長く、また、耕作地が分散しており効率的な作業ができるとは言えない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作地が分散しているため、農作業の効率が悪いことから、分散している農地を集約し、作業の効率化・省力化を進める。また、農道や用排水路についても維持管理の作業が軽減されるよう未整備箇所については整備を進める。
担い手の確保については、地域全体で移住者や地域外からの耕作者の受け入れや、市街地に近いことから体験農業による新たな担い手の掘り起こしを進める(地域外からの耕作者の受け入れの際は、地域で統一的なルールづくりを目指す)
水稻が多くを占めているが、米以外の作物について、JAや行政機関の支援を受けながら検討し、米から野菜や果樹への転換を図るとともに、有機農業の展開について検討を進める。
山間の農地については、有害鳥獣の被害を受ける可能性があるため、有害鳥獣からの被害を抑えるため電気柵(防護柵)を設置する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、現在の耕作者(専業農家、兼業農家、高齢の農業者等)の意向を尊重しながら、認定農業者や新規就農者を中心とし、多様な担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、認定農業者を含めた多様な担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

将来を守る農地や耕作しやすい農地について、農作業の効率化を図るため、必要とする一体的な農地整備を地権者等の負担が発生しない方向で、耕作者・地権者の意向を踏まえて検討を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

行政(市・府)やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、新たな担い手の掘り起こしのため農業体験等を実施し、担い手候補の確保に努める。また、担い手が継続して営農できるように、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援などの取り組みの展開を検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

経営規模が大きくなると繁忙期に労働力の不足が生じ、適期収穫を逸することとなるため、農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、労働力不足により農作業委託の必要性を感じている耕作者が積極的に活用できる環境整備に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣で多くの被害を受けている地区へ防護柵設置等により農作物や集落を守る体制の構築等に取り組む。
- ②作付面積が大きい水稻を中心に有機農業への理解を深め、段階的な切り替えが進むよう、生産者や消費者に対する有機農業に関する研修会や学校給食への有機米の導入など教育機関等との連携した取組を推進する。
- ③⑨農業に対するマイナスイメージを払拭するためスマート農業の導入により、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を実現させ、また、人口減少による労働力不足への対策を進め、稼げる農業の確立を目指す。